#### 平成25年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(21日目)

平成25年3月18日(月) 午前10時00分 開 議

### 1 議事日程

- 第 1 議案第 3号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第 5号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 6号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 7号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 8号 平成25年度永平寺町一般会計予算について
- 第 7 議案第 9号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算に ついて
- 第 8 議案第10号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 9 議案第11号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第10 議案第12号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第11 議案第13号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第12 議案第14号 平成25年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第13 議案第15号 永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第14 議案第16号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第15 議案第17号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### 等を定める条例の制定について

- 第16 議案第18号 永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定 について
- 第17 議案第19号 永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定について
- 第18 議案第20号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第21号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第20 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第23号 松岡中学校普通教棟耐震補強工事の請負契約締結につい て
- 第22 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第23 議案第25号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第24 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第25 平成24年分請願第1号

生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提 出を求める請願書について

- 第26 請願第 1号 「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と 補償を求める意見書」提出に関する請願書について
- 第27 議会行財政改革特別委員会中間報告について
- 第28 上坂君の議会行財政改革特別委員会委員の辞任について
- 第29 閉会中の継続審査の申出
- 第30 閉会中の継続調査の申出

#### 2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 3号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第 5号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 6号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 7号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予

#### 算について

- 第 6 議案第 8号 平成25年度永平寺町一般会計予算について 追加日程第 1 発議第1号
  - 議案第8号 平成25年度永平寺町一般会計予算に対する附帯決議の提出について
- 第 7 議案第 9号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 8 議案第10号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 9 議案第11号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第10 議案第12号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第11 議案第13号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第12 議案第14号 平成25年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第13 議案第15号 永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第14 議案第16号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第15 議案第17号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例の制定について
- 第16 議案第18号 永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定 について
- 第17 議案第19号 永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定について
- 第18 議案第20号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第21号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第20 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第23号 松岡中学校普通教棟耐震補強工事の請負契約締結について
- 第22 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について

- 第23 議案第25号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第24 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第25 平成24年分請願第1号

生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提 出を求める請願書について

#### 追加日程第 2 発議第2号

生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める 意見書について

- 第26 請願第 1号 「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と
  - 補償を求める意見書」提出に関する請願書について
- 第27 議会行財政改革特別委員会中間報告について
- 第28 上坂君の議会行財政改革特別委員会委員の辞任について
- 第29 閉会中の継続審査の申出
- 第30 閉会中の継続調査の申出

# 3 出席議員(17名)

- 1番 小畑 傳君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 金元直栄君
- 4番 齋藤則男君
- 5番 長 岡 千惠子 君
- 6番 原田武紀君
- 7番 川 治 孝 行 君
- 8番 川崎直文君
- 9番 多田憲治君
- 10番 上坂久則君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松川正樹君
- 14番 渡邊善春君
- 15番 河合永充君
- 16番 上 田 誠 君
- 17番 酒 井 要 君

## 18番 伊藤博夫君

- 4 欠席議員(0名)
- 5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 松 本 文 雄 君 町 長 中 博 副 次 君 田 長 教 育 慶 行 君 青 Щ 長 防 中 村 勘太郎 君 消 表 監 査 委 員 和 男 君 代 小 Щ 務 課 長 洋 一 君 総 布 目 画財 政 課 長 君 企 小 林 良 理 監 課 長 君 南 部 顕 浩 建 設 課 長 下 君 Щ 誠 農 林 課 長 淳 君 河 合 平 寺 支 所 長 暢 孝 永 酒 井 君 長 支 上 志 比 所 清 水 満 君 祉 保 健 課 長 長谷川 斉 男 君 民 生 活課 住 長 市 畄 栄 君 環 境 課 長 椛 Щ 勇 君 会 計 課 長 藤 茂 森 君 加 育て支援課長 伊 藤 悦 子 君 税 務 課 長 和 郎 君 Щ 田 工 観 光 課 長 酒 井 圭 治 君 学 校 教 育 課 長 永 見 君 末 正 生 涯 学 習 課 長 長谷川 伸 君 立 义 書 館 長 村 耕 君 町 夫 上 道 課 長 水 Щ 本 清 美 君 下 道 課 長 男 君 水 酒 井 篤 健康福祉施設整備室長 Щ 田 幸 稔 君

6 会議のために出席した職員

 議 会 事 務 局 長
 南 部 辰 夫 君

 書
 山 田 孝 明 君

# 午前10時00分 開議

~開 会 宣 告~

○議長(伊藤博夫君) 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、ご参集をいただき、ここに21日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議 を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

- ~日程第1 議案第3号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について~
- ~日程第2 議案第4号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正 予算について~
- ~日程第3 議案第5号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について~
- ~日程第4 議案第6号 平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について~
- ~日程第5 議案第7号 平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正 予算について~
- ○議長(伊藤博夫君) 日程第1、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正 予算についてから日程第5、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事 業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

本件は、去る平成25年2月26日、予算決算常任委員会に付託されました案件であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出され

ております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波議員。

○予算決算常任委員会委員長(滝波登喜男君) それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

議案第3号から第7号の平成24年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算4件について、3月7日、当委員会を開催し、審議をいたしました。

この補正予算は、国が日本経済再生に向けた緊急経済対策を受け、一般会計補 正予算で3億4,400万、特別会計4件で8,037万という大きい補正額と なりました。委員会では、特に経済対策事業という趣旨から、いかに町内への経 済効果が上げられているか、町民の生活がより豊かなものになっているのかなど を重視し審議をいたしました。

審議内容を具体的に上げますと、一般会計補正予算では、事業発注はできる限り町内業者に発注するように、有害鳥獣防護柵の県の補助金決定を早めるよう働きかけてほしい。また、国民健康保険事業特別会計では、退職被保険者等療養給付費の大幅増に対して定期に議会に説明するようになどの意見が出されました。

当委員会で採決をいたしました結果、全ての補正予算について可決、承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(伊藤博夫君) お諮りいたします。

ただいまの委員長報告につきましては、全員で構成する常任委員会で審議しま したので、質疑を省略し、直ちに1件ごとに討論、採決を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、これから1件ごとに質疑を省略し、討論、採決を行うことに決定しました。

これにより、日程第1、議案第3号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算 についての件の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第3号、平成24年度永平寺町一般 会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第2、議案第4号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会 計補正予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決であります。議案第4号、平成24年度永平寺 町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第3、議案第5号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予 算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第5号、平成24年度永平寺町介護 保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4、議案第6号、平成24年度永平寺町下水道事業特別会計補正

予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第6号、平成24年度永平寺町下水 道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5、議案第7号、平成24年度永平寺町農業集落排水事業特別会 計補正予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第7号、平成24年度永平寺町農業 集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

- ~日程第 6 議案第 8号 平成25年度永平寺町一般会計予算について~
- ~日程第 7 議案第 9号 平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計 予算について~
- ~日程第 8 議案第10号 平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について~
- ~日程第 9 議案第11号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算について~
- ~日程第10 議案第12号 平成25年度永平寺町下水道事業特別会計予算について~

~日程第11 議案第13号 平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計 予算について~

~日程第12 議案第14号 平成25年度永平寺町上水道事業会計予算について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第6、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから日程第12、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についてから日程第12、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。

本件は、去る平成25年2月26日、予算決算常任委員会に付託されていた案件であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告が提出されております。

本報告の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波議員。

○予算決算常任委員会委員長(滝波登喜男君) 予算決算常任委員会の報告をいたします。

議案第8号から議案第14号、平成25年度一般会計予算、特別会計予算5件、 企業会計予算1件についてを、3月7日から13日までの間4日間、委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。

一般会計では、町総合振興計画に基づき68の事業を含めた総額84億2,590万円でございます。審議では、51件の新規事業、17件の拡充事業を中心に、事業の目的、進行実施計画での位置づけ、効果、財源措置及び将来の負担等について審議をいたしました。今回は、永平寺町議会基本条例第10条の自由討議による合意形成を初めて試みました。

学校給食の無償化、松岡中学校第2体育館建設、永平寺支所、開発センターの 耐震補強実施設計の3つの事業について自由討議を行いました。

その結果、学校給食の無償化、永平寺支所、開発センターの耐震補強実施設計 及び予算案全般にわたり意見書を提出することとなりました。 また、特別会計、企業会計につきましては、各会計の健全化、住民の生活や福祉の向上に資しているかどうかについてを慎重に審議をいたしました。

4日間で約28時間という長時間にわたり審議をいたしました結果、全ての議 案について可決ということで委員会の結果となりました。

以上、報告を終わります。

○議長(伊藤博夫君) お諮りいたします。

ただいまの委員長報告につきましては、全員で構成する常任委員会で審議しま したので、質疑を省略し、直ちに1件ごとに討論、採決を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、これから1件ごとに質疑を省略し、直ちに討論、採決を行うことに決 定いたしました。

まず、日程第6、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についての 討論に入ります。

討論ありませんか。

上田君。

○16番(上田 誠君) それでは、討論をさせていただきます。

私は、平成25年度永平寺町一般会計予算について反対の立場から討論をさせていただきます。

25年度の当初予算につきましては、生活予算ということで全面的に否定する ものではありませんし、大事な予算も数多くあることは承知しております。しか しながら、3項目について反対の意見を述べて、反対の立場をとらさせていただ きたいと思います。

まず1つ目です。学校給食無料化事業についてでありますが、この無料化については、保護者の経済的負担軽減に対して全面的に否定するものではありませんし、行く行くは、ある面ではそういう方向に進むべきものかとも思いますが、現在、学校給食法第11条に規定されています。その中には、学校給食の運営に必要な施設、設備の整備費並びに調理員、従業員等の人件費については学校の設置社が、それ以外の経費——食料、材料または光熱費ですが——については保護者の負担とするというふうな形で、ある面では現在区分されております。そういう面が1点。

それから2点目です。財政面ですが、長期的な財政から見ますと、当永平寺町の長期財政計画の中に、地方税ですが、経済的状況の観点から見ますとその伸びに対してはやはり不安がある。また、地方交付税においても、算定替えが間近に控えている中、今後は減額が予想される。それから歳出におきましては、高齢者社会になり、また住民ニーズの多様性から扶助費の伸びが見込まれてくるというふうに思います。そういう中から年間8,800万、今後はふえると予想されますが、費用がずっと半恒久的に維持されるとなれば財政的に不安が出てくるという観点であります。

3つ目、保護者の方々の意思でありますが、当然、先ほど言いましたように、 保護者の方々は経済的軽減に重きを置くわけですけれども、やはりその前に安全、 安心が第一というふうな意識があると思います。給食に当たって、安全で、また 安心できる、そういう施設または設備が整った中から食の安全をやはり守るべき でないかが第一。また、保護者の方々の意識の中に、アレルギーの問題またはそ ういうふうな形での今後のことについて関心が薄れてくるという観点から、今後 の無償化についてはやはり検討すべきじゃないかと思っております。

2点目です。松岡中学校第2体育館の件ですが、町のほうは武道場、要は教育の武道、剣道、柔道が授業の中に入ってくる観点から武道場が必要というふうな論旨、また福井国体のバスケット会場のサブ会場にというふうな論旨から必要性を訴えておられました。

その点に対して、福井国体のバスケット会場のアップ会場につきましては、会場誘致の際にアップ会場の施設が条件つきであったかということに関して条件つきではなかったという点、また、武道も1、2年生の2年間で年間それぞれ10時間程度と聞いています。そういう面からその必要性があるかという点と、他中学校との公平性の中からこういう今の2点の問題があるという点。また、他中学校、県内他市町村を見ても、中学校において第2体育館があるということ関してはなかなか現在ないという点。そういう点から、この第2体育館についても問題を提起したいと思います。

3点目です。消防設備の設計の件でありますが、消防設備の再編成または高度 化によるサービスの充実において合併、要は、一本化して永平寺支所のある地籍 にその拠点を設けることに関しては何ら異論はありませんし、今後そういうこと に対して充実を図ることに対しては賛成するものであります。しかし、その設置 において、現在の開発センターの東部、そして北部に対してL型で開発センター を囲むような形の設計がなされるようになっております。そうなりますと、その 土地の有効利用の問題点、それから開発センターを耐震で今後使用するわけです が、新しくできた庁舎と開発センターの差の中で、開発センターがもしもなくな ってきた時点ではその利用が非常に不均衡になってくる点から、この設計につい ては今のあるところに十分設計上の大きさを建てたいという観点から、その見直 しをぜひ図るという意味で異論を唱えたいと思います。

以上3点から、この平成25年度の当初予算については反対の立場をとらさせていただきたいと思います。議員各位のご賛同をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。長谷川議員。
- ○11番(長谷川治人君) 私は賛成のほうから討論をさせていただきます。

予算決算特別委員会の中で十分議論を重ねてまいりました。特に委員長報告の中で自由討議の話もございました。今の話によりますと28時間、延べ3日間かけて議論を重ねてまいったところです。その中で、今言われましたように、産建の意見書も取りつけての審議をしてまいりました。私もその中で賛成意見を述べさせていただいております。細かい話はここでは抜きにします。そういった意味も含めまして、賛成、反対意見十分審議をされたものと思っております。そういった意味では、各議員ご理解をいただいていると思っております。

そういった意味では、私は賛成の討論とさせていただきます。 以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかに討論ありませんか。 金元君。
- ○3番(金元直栄君) 2013年、平成25年度予算案への反対討論です。

私は、今年度の予算については、町民にとって必要な予算があることは認めます。例えば、今予算案の目玉として示されている小中学校の給食の無償化は、率直に評価できると思っています。

しかし、今予算案は、委員長報告にもありましたように、新規事業51件で3. 6億円、拡充17件で2.3億円、さらに3月補正で前倒しの事業費は総額約6 億円と言われています。今年度の新規事業のうち、町の振興計画にないのが20 事業というのも異例となっていると私は考えています。 反対の第1の理由ですが、行政運営との関係で見ますと、例えばさきに評価した学校給食の無償化についても、義務教育の無償化への一歩かといえばそうではないと答弁がありました。だとしたら、その無償化の根拠はというと危ういわけであります。など、よい事業だと思うものの、思いつきの感が拭えない提案となっていること。また、松岡中学校の第2体育館の建設計画にしても、国体のアップ会場として必要だからというのは別にして、町長が、例えば以前から常々「どうしても教育上必要だから何とか整備したい」と口にしてきているというのなら、今回の提案も必要かどうかは別にしてわからないわけでもありません。2月中旬、議会の求めた説明会で何の前ぶれもなく、給食無償化と同様に突然に示されるというのも、思いつきの事業と言われても仕方がない面があるのではないかと私は思っています。決まってしまってから議会に示すというのではまさに議会軽視でもあり、この進め方は、つまり行政運営についてですが、この間一貫して正されていないというのが第1の理由です。松中の第2体育館の建設については突然の提案でもあり、中学校間の公平性の点などもあることから、建設計画は十分な論議が必要だと私は思っています。

反対理由の第2は、消防本庁、新庁舎建設への一歩を踏み出すわけですけれども、消防の統合で機動性の強化については私は全く異論はございません。合併までは新しい場所で新しい施設でという合意が、合併で条件が変わったとして永平寺支所周辺でと変わってきたわけであります。ところが、新しい提案は、昭和46年建築の開発センターを利用して整備するということですから、防災の拠点としての整備にはふさわしくないと私は思っています。ましてや、旧松岡の市街地から消防本庁がなくなるわけですから、旧松岡の住民としても機動的で最新鋭の施設を求めるのは当然だと思っています。計画はやはり古い施設を利用というわけですから、そうはならないと思っています。

3つ目の理由ですが、永平寺支所、開発センターの耐震補強実施計画の予算化があります。利用計画も示されていない施設の耐震計画は私は理解できません。 消防が開発センターを耐震補強し利用するというものの、支所の2階、3階、4階をどのように有効利用するのかも考えないで昭和46年築のセンターが必要、これを消防に利用するという、利用計画もない施設の耐震計画は異常であると私は思っています。特に合併して8年、いまだにあり余る公共施設のあり方が示されているわけでもありません。また、永平寺支所2階改修の計画は今でも説明は受けていず、議員視察のときに初めて知るといった状況も見られます。 4つ目ですが、消防本庁の建設にもかかわるわけですけれども、公共施設の建設に当たっては建物の配置を考えた将来計画、つまり、将来を見据えた土地の利用計画を持つ中で進めるべきなのに、これが見られないことです。特に永平寺支所周辺については、今の計画で消防本庁が建設されれば極端に土地利用が限られてくることから、今の計画で進めることは将来に禍根を残すと指摘しておきたいと思います。

5つ目、施設の利用計画の点でも、CAMU湯の今後についてはいまだに示されてはいません。温泉の建設では、町政上の大きな争点となってきました。温泉開湯は6月と言われているのに、CAMU湯の6月以降が見えてきていません。開湯前には現CAMU湯をどのようにしていくのかが示されてこないのも理解できないところであります。また、温泉施設の指定管理につながるこの業者選定の状況や最新の情報からも、この業者への指定管理には、後から議案がありますけれども、賛成するわけにはいきません。

6つ目、増税についても認められないところであります。消費税増税を前提に 子ども手当の内容が変更されました。その導入の過程で、扶養手当の廃止でその 財源確保というのがこの増税の狙いでもあるように思いますが、その思惑が地方 税にもはっきりとあらわれています。働く人の所得はこの10年間下がり続けて います。このときに増税とは、私は、国の方針の地方税のあらわれでありますけ れども、認められないという立場をとります。

7つ目、工事発注の問題です。緊急経済対策というのに、徹底して町内業者に 発注という姿勢が弱いように思っています。能力ある業者が存在するなら、育成 も含め、町内業者を建築も含めた分野でもっと使っていく必要があるし、町外に 仕事は出さないぐらいの気概を持って進めてほしいと私は思っているんですが、 それが見られません。

8つ目には、高齢者福祉の分野では町の直営はほとんど見られず、ほとんどの 介護関係や高齢者福祉分野の事業を社会福祉協議会を初めとする団体に事業委託 しています。これでは現実として高齢者の実態もつかめず、こうなれば高齢者の 実態に応じた町の施策もできない。もとより独自施策を委託先が実施することは できませんから、となれば、全ての事業を委託してしまうことは、町の高齢者福 祉の自殺行為にもつながるのではないかと心配しているところです。

9つ目には、職員採用では政治倫理に触れることはないのか。町民の声は正直だとだけ指摘しておきます。

以上の理由で、25年度予算案には反対の立場をとっていきます。

- ○議長(伊藤博夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。長岡議員。
- ○5番(長岡千惠子君) 私は、今予算につきまして賛成の立場をとらせていただきます。

当初は、給食につきまして安全、安心という観点から、給食士の整備あるいは食物アレルギー児に対する改善等を求めておりましたが、こういった案件につきましては意見書の中に含めさせていただくということで、それであれば、より保護者の生活の安定、保護者負担の軽減等を考えますと、この際やってみないと、今町長さんを初め理事者の方がおっしゃっている目的に達するかどうかはわからないということも懸念いたしまして、とりあえず実施していただいてやることが先決ではないかというふうに考えまして、賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

また、第2体育館につきましても同じように、学校側がその施設そのものを必要とし、また武道の強化ということであれば、これは国体のサブの会場という問題を除いても、体育館の建設というのは必要ではないかというふうに考えますので、賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかに討論ありませんか。 松川議員。
- ○13番(松川正樹君) 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

もちろん今回の当初予算全てを否定するものでは決してありませんが、やっぱり私は、一般質問においても学校給食無償化についてもたくさんさせていただきましたけれども、私にとってはなかなか納得のいかないものでありました。実際の一般質問において17の項目の疑問点を提示しましたが、いろいろとお伺いしましたが、私にとって満足できる答弁がいただけなかったということであります。一々17の項目についてはもうやりませんけれども、中でも大変ショックだったのは、学校給食無償化を少子化対策や定住促進につなげるための具体策が用意されていないことがわかりました。せめて全国での成功例をまねてもいい、こうすれば永平寺町の場合も定住促進が着実に進み、出生率も少しずつでも上昇するという政策論が既に用意してあるものと期待をしていました。ところが、私の期待には応えるものが出てこなかった。これでは私ども議会にも、教育委員会にも、

学校にも唐突な新規事業だったんでありますが、役場庁内においても、課長階級 らにおいても綿密な会議は行われていなかったと想像されます。課長らスタッフ にとっても唐突ではなかったのですか。

学校給食無償化によって年間8,800万円が余計にかかるわけですが、ただ 単に保護者の経済的負担が軽減されるだけで、人口増加、定住促進あるいは出生 率向上らに加えて経済効果につながるわけがないと。これでは思いつきとかばら まきとか言われても仕方がないと思います。現にこういう声が住民の間には少な からずあります。要するに、学校給食無償化に喜ぶ住民は極めて少ないというこ とでもあります。喜ぶどころか、子どもを持つ親は、結局は税金の負担にはね返 ってくるのではないかという不安さえ持っています。

もう一つ、私どもの財政を不安することへの町の追加説明の中に、将来、消費税が8%、10%と上がればその一部が地方に還元される、その分を学校給食の無償化に充てるということがありましたが、私ども国民が消費税率が上がることをやむなしと判断したのは、1,000兆円という余りにも莫大な国の借金を少しでも減らすためならば仕方がないというのが主な理由であります。ギリシャのような国にはなりたくない、そういう一心からであります。また、消費税の使い道が明らかに社会的弱者のための社会保障というならば理解できますが、給食の無償化が社会保障だという考え方は余りにも飛躍し過ぎています。「社会保障」という言葉を使うなら、もちろん子育ても大変でしょうが、ほかに社会保障の対象となる弱者はこの永平寺町にも幾らでもいらっしゃいます。極めて不公平と言わざるを得ません。

よって、私は、この予算は、議会を含めてさまざまな関係者、住民も加えて、 またもう一度さまざまな角度から吟味し直さないと住民の新たな怒りがおさまら ないというふうに心配をしております。

議会は最後のとりでであります。ここでノーと言うのが、住民の代弁者である 私どもの務めだと信じております。どうか議員各位の皆さんのご決断に心から期 待をいたします。

終わります。

○議長(伊藤博夫君) 賛成討論の発言を許します。

ないようですから、討論を終わります。

日程第6、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算についての件を採 決いたします。 この採決は起立によって行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま原田君外2名から発議第1号、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算に対する附帯決議の提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~追加日程第1 発議第1号 議案第8号 平成25年度永平寺町一般会計予算 に対する附帯決議の提出について~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第1、発議第1号、議案第8号、平成25年度永平 寺町一般会計予算に対する附帯決議の提出についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(南部辰夫君) 朗読いたします。

発議第1号

議案第8号 平成25年度永平寺町一般会計予算に対する附帯決議の 提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。 平成25年3月18日 提出 永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

 提出者
 永平寺町議会議員
 原
 田
 武
 紀

 賛成者
 永平寺町議会議員
 滝
 波
 登喜男

 "
 "
 上
 田
 誠

議案第8号 平成25年度永平寺町一般会計予算に対する附帯決議

1. 学校給食無償化事業は、将来の町財政に影響を及ぼすことが懸念されるため、 毎年、この事業の財政への影響、効果、問題点等を検証し、町財政の将来に わたる健全化の維持に努めること。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) 提案理由の説明を求めます。
  - 6番、原田君。
- ○6番(原田武紀君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

新年度当初予算の目玉である学校給食無償化事業は、開始すれば長期にわたる継続が求められる事業であります。さきに実施した永平寺町若者定住促進支援制度との相乗効果が出て子育て世代の世帯増も期待できますが、一方で、毎年1億円弱の長期間の新たな財政負担も伴います。特に地方交付税合併支援加算分の減額が始まる平成28年度以降の事業継続が危惧されます。町の見解は、国の消費税増税による地方配分の増額などで十分対応できるとのことですが、現時点では国の政策に不透明な点も多く、一抹の不安も残ります。

以上の理由で、この附帯決議を提案させていただきます。

議員各位には、予算委員会で自由討議を行い合意、決議に至った経緯を尊重い ただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齋藤君。

- ○4番(齋藤則男君) 私は予算決算常任委員会でこの件につきまして反対をさせて いただきましたので、質問をさせていただきます。
  - 68件の継続、新規のいろんな事業が数多くある中で、なぜこの給食費の無償

化だけに特定して絞ったのか。その件と、一般質問や、また予算審議の中でこの件につきましては私は十分に説明を受け、また疑問点や設備の改善等については改善の措置をとる旨の回答も得ております。それなのに、なぜあえてこの1件のことだけにこういう附帯決議を出されたのかをお聞きしたいと思います。

- ○議長(伊藤博夫君) 原田君。
- ○6番(原田武紀君) この事業については、一般の普通建設工事費と違いまして、毎年毎年8,800万円ということで財政負担を伴っていきます。これはその年その年で8,800万円かどうかは別にして、先ほど提案理由の中でも申し上げました1億円弱の予算措置が必要になるわけです。そうしますとこの事業はずっと、一旦開始すれば途中でやめたというわけにはいかないと思いますので、もちろん扶助費の中の経常経費になってくるというようなことで。一般の普通建設工事費ですと、最初に何らかの一般財源は出しますが、大方の財源というのは合併特例債とかという形で使って、地方交付税のはね返りが7割程度あるという財源も使えますし、同じ額の負担としてはこの一般財源から出ていく分とは比較にならないと思います。そういった形の中で、毎年毎年1億円弱が出ていくとなれば将来にわたっても財政負担というのは続きますから、その辺が本当に心配されると。

そういう中で、一般の建設工事とは違った視点でこの事業を判断する必要があると思い、この事業に限って提案させていただきました。

○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

発議第1号に対する反対討論の発言を許します。

4番、齋藤君。

○4番(齋藤則男君) 反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、この附帯決議に反対をさせていただきます。

給食無償化の事業は、町が進めている少子化、子育て支援、若者の定住促進のための平成25年度における事業の大きな目玉事業であると思います。8,800万円と大きな予算ではありますが、一般会計、特別会計予算の総額の約0.7%。単年度また中長期における財源については、町長及び財政担当課長から十分に説明を受けております。また、23年度決算から見た一般会計の人件費、物件費の

総額は約30億円。この約3%を節減することにより、この財源は捻出されるものと思います。これは単純な計算式ではありますが、その気になればできる金額であると思います。また、本年度の予算において数多くの新規事業、拡充事業がある中、この事業だけに絞り附帯決議を出すことについては余りにも不自然であります。もし附帯をつけるならば、全ての事業等を精査、判定し、複数の事業、また全ての事業に対し附帯をつけるべきものと思います。

よって、私は反対であります。単年度ごとに見直しを必要とする事業、また納得が得られない事業ならば、修正案として提出すべきではないでしょうか。単年度で見直すような事業なら、当初から取り組む意味がないのではないでしょうか。私は一般質問でも申し上げたとおり、小さな町だからこそできる大きな事業であることから、継続し実施をするべきであると思います。

- ○2番(滝波登喜男君) 附帯決議案につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の一般会計の予算におきまして、この学校給食無償化事業につきましては、議会に知らされたのが2月15日の政策ヒアリングの場だったと思っております。いきなりの新規事業の提案、そして将来にわたる財政負担が懸念される当事業につきましては、やはり財政への影響を心配される声が多くの議員から出されているのがありました。また、目的に対する効果でありますが、定住促進に係るより一層の効果を出すには、この事業のみならず、いろいろな体制を強化し、例えば空き家の紹介の窓口をつくるとか、町外からの問い合わせに対する窓口を独自に設けるとか、あるいは町外へのアピールをする宣伝をするとか、そういうような取り組みも必要かと思っております。

それらにつきましても余り町からの説明がなかったこと等がございますので、 今後は財政への影響、そしてこの事業の効果あるいは問題点を検証していただき、 そして将来、本当にこの事業が生かされるものになっていただきたいという意味 も込めまして、附帯決議を提出するものであります。

ぜひご賛同をいただきたいと思い、賛成の意見を述べさせていただきます。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかにありませんか。 上坂君。
- ○10番(上坂久則君) 反対の立場から問題提起をしたいと思います。

この学校給食無償化の政策ですけれども、子育て支援に多大なる貢献がある。ひいては、定住化促進にも良好なる政策となり得ると考えます。

財政が不安との問題提起ですが、当議会に対して財政計画等十分な説明がなされました。あえて附帯決議など必要性は全くないとの考えです。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) ほかにないですか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

発議第1号、議案第8号、平成25年度永平寺町一般会計予算に対する附帯決議の提出についての件を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、日程第7、議案第9号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会 計予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論があります。

討論に入ります。

日程第7、議案第9号に対する委員長報告に対する討論の発言を許します。 3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 委員長は可決ということでしたが、私は委員会では反対の立場をとりました。

国民健康保険特別会計への反対の討論ですが、1つは、これまで町から税の引き上げ抑制ということで2,000万円の繰り入れが3年間続けられました。これが今回なくなるわけですけれども、この影響については特別示されておりませんし、また国保税の今後の方向性も示されていないということが1つです。

2つ目は、ここに来て約5,000万円もの国庫支出金の削減があります。確かに国のやることでありますけれども、これまで国民健康保険の療養給付費の2分の1は国の負担ということで始まった皆保険制度でありますけれども、総額で45%以上の補助があった時代もありますが、今ではかなり低くなってきております。それがやっぱり国民健康保険会計を支えている会員の保険料にはね返ってきてどんどん引き上がっているわけですが、こういう国の責任の放棄というのは許せないという立場をとっていきます。

3つ目には、特定健診の受診点検を、やはり前から言っていますが、保健師が 行うというのも問題だと私は思っています。確かに保健師が直接電話することで いろんな相談にも乗れるということはあるかもしれませんが、保健師には保健師 としての本来の仕事があると私は思っています。そういう中で、そういう相談に も乗れるようにしておくのが保健師の仕事だと私は思っています。

こういう点を考えると、この特別会計でありますけれども、反対の立場をとっていきます。

- ○議長(伊藤博夫君) 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。長岡議員。
- ○5番(長岡千惠子君) 私は賛成の立場をとらせていただきますが、昨今、国民健康保険、退職者を含めまして加入されてくる方の年齢的なものから言いますとかなり比重が多くなっております。といいますのは、団塊の世代の方が退職されて国民健康保険に加入されたりということで、その保険の利用を十分に補塡するためには、やはり公会計等の予算が必要というふうに考えます。

この内容につきましては予算決算常任委員会におきまして十分な検討をいたしましたし、理事者側も十分な質問に対する回答をいただいておりますので、この案件につきましては賛成とさせていただきたいと思いますので、皆様のご同意をお願いいたします。

○議長(伊藤博夫君) ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第7、議案第9号、平成25年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算 についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第10号、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会 計予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(伊藤博夫君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 後期高齢者医療特別会計への反対討論ですが、この制度の導入までには、例えば高齢者の区分についても、以前は高齢者医療は60歳からでした。それも国民健康保険会計に入っていましたが、今ではどんどんその年齢が引き上げられて国保は75歳になっています。じゃ、それまでの60歳から74歳、75歳になるまでの人たちはどうなっているかというと前期高齢者として、前期高齢者の最初の年齢制限はもうちょっと上がっていますが、国民健康保険会計、医療費のどんどんかかるところはそこへほうり込まれるという状況にもなってきました。

さらに、この後期高齢者医療については、国も、差別的な医療制度であるから この制度はなくすということで進めてきた経過があります。この点からもこの制 度はなくすべきで、国はその責任を果たすべきだと思っていますし、こういう制 度を残しておくこと自体が私は問題だと思っています。

だから、よって反対の立場をとっていきます。

- ○議長(伊藤博夫君) 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) 私は、後期高齢者医療特別会計の本予算について賛成の立場をとらせていただきますが、やはり高齢者の福祉と考えますと十分な手厚い保護というのが必要になってくると思います。

よって、本予算については賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長(伊藤博夫君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、討論を終わります。

日程第8、議案第10号、平成25年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算 についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第11号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算 についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論があります。

討論に入ります。

日程第9、議案第11号に対する委員長報告に反対討論の発言を許します。 3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 介護保険特別会計の反対討論です。

1つは、介護保険は、今や周辺地域での生活にとっては不可欠のサービスとなっています。ところが、介護にかかわる不幸な事件は昨今どんどんふえています。それらが社会問題ともなっています。この点では、本町では、介護をしている人たちへの支給金などのこともあって、そこへ一歩踏み出したことについては私は評価しているところであります。それは町の事業としてですね。ただ、そういう不可欠のサービスになっているわけですが、そのためにも高齢者の実態を町が直接つかむ状況が必要だと思っているんですが、そうはなっていないこと。

2つ目には、具体的な事業の点で、どうして町が直接に手をかけるやり方をしないのか。事業のほとんどを委託事業としてほかに出しては、高齢者や要介護者の生活実態に合うというか、対応ができる対策や施策を常に考えるということにはなっていないというのが問題だと私は思っています。

よって、この会計には反対の立場をとっていきます。

- ○議長(伊藤博夫君) 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) 永平寺町介護保険特別会計予算について、私は賛成の立場をとらせていただきます。

といいますのは、委託事業をやっているとはいうものの、委託の内容によりまして、今まで施設介護をしていたものを在宅介護に切りかえる等の指導を十分に 社協等もやっているというふうに判断しております。その中で、やはり介護につ きましては、必要な分、十分な介護ということはできないかもしれませんけれど も、できるだけ手厚い介護をしていく必要があろうかと存じます。

よって、今予算には賛成の立場をとらせていただきます。以上です。

○議長(伊藤博夫君) ほかにありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第9、議案第11号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決をすることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第12号、平成25年度永平寺町下水道事業特別会計 予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第12号、平成25年度永平寺町下 水道事業特別会計予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第13号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論があります。

討論に入ります。

日程第11、議案第13号に対する委員長報告に反対討論の発言を許します。 3番、金元君。 ○3番(金元直栄君) 農業集落排水事業特別会計への反対討論ですが、この内容を見てみますと、上志比地区の利用料金を従量制にすることにより、今予算案では利用料が一気に32.3%の引き上げとなっています。当時、私は、上志比地区の引き上げが一気となるのは問題だと指摘しました。特に永平寺地区の公共下水料金の引き下げ額分と上志比引き上げ額分と相応となるため、相殺しながら激変緩和期間を設けてはどうかという提案をしましたけれども、町はこれに聞く耳を持ちませんでした。そして30%以上もの引き上げの実施は常識としてもその感覚を疑うものであります。非情の計算で住民の実態をも見ないやり方、進め方には大いに問題があります。こういうやり方については認められません。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。 ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、討論を終わります。

日程第11、議案第13号、平成25年度永平寺町農業集落排水事業特別会計 予算についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第14号、平成25年度永平寺町上水道事業会計予算 についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第14号、平成25年度永平寺町上 水道事業会計予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

~日程第13 議案第15号 永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制 定について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第13、議案第15号、永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年2月26日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告が提出されております。

本報告の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第15号、永平寺町 新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について審査結果を報告いたします。

本案は、全国的に蔓延する新型のインフルエンザの発症に関して、町民の生命、健康の保護、町民の生活、経済に及ぼす影響を最小限に食いとめるためのものでございます。新しく国の法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布、施行されたことによりまして、国の定める法律の規定に基づいて、新しく永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

内容につきまして簡単に申し上げますと、第1条では設置の目的、第2条では本部の組織に関すること、次に第3条では対策本部の会議の招集について、第4条では部設置に関すること、第5条の雑則では、ほかに対策本部に関し必要な事項は本部長が定めるということと規定しております。

この条例は、公布の日、平成24年5月11日から1年の範囲内で政令で定める日から施行されることとしております。

本案は、会議規則第77条の規定によりまして、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第15号、永平寺町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~日程第14 議案第16号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について~
- ~日程第15 議案第17号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第14、議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと日程第15、議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件は、去る平成25年2月26日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千惠子君) 付託案件であります議案第16号、 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の制定についてと議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてということで一括して審議いたしました。

議案第16号は介護認定1から5を対象とし、また議案第17号は要支援認定 1、2を対象としているため、一括して質疑応答いたしました。条例で定める定 期巡回・随時対応型訪問介護看護と、それから夜間対応型訪問介護の施設は町内にはないため、現状では広域型の事業所を利用しています。今後、在宅看護を推進していく中で地域密着型の当該施設は必要、どのように対応するか。現状、社協への委託事業が増大している中、社協以外の事業所に委託するのであれば社協に委託している事業との抱き合わせも考えねばならないのではないかという意見等がありましたが、一応全員一致で承認することに決しました。

○議長(伊藤博夫君) これより、日程第14、議案第16号から日程第15、議案 第17号までの2件について、1件ごとに行います。

まず、議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の制定についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 済いません。委員会では論議させていただきました。

ただ、一つだけ、条例を制定することによって、ひょっとすると生じるんでないかなということだけ行政に確認したいんですが、条例を制定することで、例えば随時対応型訪問介護看護の事業所が出ていきたいという申し出等があった場合、その指定に当たっては、条例があることで必ず議会には相談されるのか。また、議会はどういう対応をすればいいのかというのを一つだけ皆さんの前で示してほしいと思います。

- ○議長(伊藤博夫君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(長谷川斉男君) ただいまのご質問でございますけれども、介護保険会計には介護保険運営協議会というのがございます。ここで討論をしていただく、あるいは地域密着型の事業所のこういうふうなところでも協議会がございます。ここでも討論していただく。開設したいという事業者が2つあるいは3つになれば、その中でそういうふうな協議会の中で選んで指定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) 金元議員。
- ○3番(金元直栄君) 確認をしたいんですけど、してほしいのは、以前はそういう業者の選定について行政だけで判断する。例えば訪問介護事業所って、小さい自治体では複数設置するのはだめやという規定なんかがあってできないということで、県から行政に指定業者を指定してほしい、行政は自分たちだけではもてあま

しぎみだから議会も一緒に考えてほしいという提案があったんです。だからわからないところで勝手にいろいろ決めてしまうことにならないかという、条例の制定というのはそういう意味があるので、その辺を協議会で話しして、ある意味、知らないところで決めていくということで捉えていいんですか。それとも、公開して、いわゆる議会なんかにも相談しながら進めていくと見ていいんですか。

- ○議長(伊藤博夫君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(長谷川斉男君) 業者の選定の方法としましては、先ほど言いましたように、協議会のほうで定めていただくような流れになろうかと思います。あくまでも町独自で決めるというふうなことではございません。

それから、同じ事業者が町内に2つあるいは3つというふうな場合も当然考えられます。といいますのは、現在でもデイサービスセンターというのが町内に、松岡、永平寺、上志比というふうにしてございますので、そういうふうな事業所も2つあるいは3つというふうなことも考えられます。

以上でございます。

○議長(伊藤博夫君) 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第16号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第17号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を原案のとおり決 定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~日程第16 議案第18号 永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例 の制定について~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第16、議案第18号、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年2月26日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) 当委員会は、3月13日、全委員出席 のもと開催をいたしまして、産業建設関係の議案が今議会に提案され、付託され た議案18号について慎重に審議をいたしましたので報告いたします。

議案18号、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。 条例の制定の目的は、法律の改正に伴い、今後整備される町道に対して、町道の 構造の一般的基準、また道路標識の寸法、そして移動等円滑化のために必要な道 路の構造に関する基準など、道路構造令や道路標識、区画線及び道路標示に関す る命令、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令等で 定める基準を参考といたしまして、地方公共団体の条例で定めることになったこ とによりまして、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の新規制定を するものであります。

条例の概要でありますが、道路が町内外を結ぶことを踏まえ、内容につきましては県の条例を準用し、県道と町道に構造的な違いが生じないようになっております。また、第1条の条例で定める基準は、道路構造の一般的、技術的基準、また道路標識の寸法、そして移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が定められております。また、2条におきましては用語の定義、3条から44条につきましては道路構造令の内容を定めてあります。また、45条におきましては道路標識の寸法、46条におきましては移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準、そして47条にはその他道路の構造の技術的基準などを規則に委任してあります。

採決の結果、委員会全委員の賛成によりまして可決いたしましたので、議員各 位の決議をお願いいたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第18号、永平寺町道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~日程第17 議案第19号 永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制 定について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第17、議案第19号、永平寺町都市公園の設置 基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年2月26日、産業建設常任委員会に付託されました議案 であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されて おります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) 当委員会は、3月13日、全委員出席 のもと開催いたしまして、産業建設関係の議案が今議会に提案され、付託された 議案19号について慎重に審議をいたしましたので報告をいたします。

議案19号、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定についてでありますが、条例の制定の目的は、都市公園法及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴いまして、都市公園の設置基準、そして公園施設の設置基準、また移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準であります。これらは、都市公園法施行令や移動等円滑化の省令などで定める基準を参考といたしまして、地方公共団体の条例で定めるとことになったことによりまして、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の新規制定をするものであります。

条例の概要でありますが、永平寺町の全域の当該市街地の町民1人当たりの都市公園の敷地面積が規定されておりますが、永平寺町内では矛盾が生じることから永平寺町独自の基準を設けました。都市公園の設置基準でありますが、永平寺町内の都市計画区域内で都市公園法施行令第1条の2では、1人当たり10平米を9.4平米以上、また都市計画区域内の市街地におきましては、1人当たり5平米以上を13.2平米以上とする町独自の基準としてあります。

また、第1条では、条例で定める基準が都市公園の設置基準、2番目に公園施設の設置基準、3番目に移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めてあります。2条におきましては公園施設の種類を定義し、3条から5条におきましては都市公園の設置基準を定めてあります。また、第6条から第8条におきましては公園施設の設置基準を定め、9条から21条につきましては移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を定めてあります。

採決の結果、委員会全委員の賛成によりまして可決をいたしました。

議員各位の決議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第19号、永平寺町都市公園の設置基準等を定める条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~日程第18 議案第20号 指定管理者の指定について

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第18、議案第20号、指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年2月26日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千惠子君) 議案第20号、指定管理者の指定に ついての付託を受けまして、教育民生常任委員会は、去る3月12日に開催いた しました。その審議につきましてご報告させていただきたいと思います。

永平寺町健康福祉施設永平寺温泉「禅の里」の開設に伴いまして、当該指定業者につきまして、優先交渉権者でありました株式会社コーワにつきまして、選考の過程で問題はあったのかということや、会社の規模、事業内容についての資料を求めました。また、健康増進のための健康機器の調達についてルームマシン機などの設置をするという回答があり、採決の結果、賛成多数で採決いたしました。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 討論の前の前知ということで。

この業者が決まってきた過程において、何か疑問があったという話についてはどういう論議がされていたのかだけお聞きします。

- ○議長(伊藤博夫君) 5番、長岡君。
- ○教育民生常任委員会委員長(長岡千惠子君) 問題があったのかということで、今 予定されている道の駅も含めてコーワ株式会社が……。
- ○3番(金元直栄君)
- ○教育民生常任委員会委員長(長岡千惠子君) ごめんなさい、失礼しました。 選ばれるに当たって、株式会社コーワさん等に政治倫理上の問題がなかったか という質問がございましたが、本町とは関係のない他自治体でのお話であったた めに、その件につきましては問題がないというふうにいたしております。
- ○議長(伊藤博夫君) ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 私は、この温泉施設の指定管理の問題について言いますと、 この業者への指定管理委託については反対です。

一般質問でも少し触れましたけれども、やはりこの業者が選定されてきた過程でのいろんな疑問もこれまで呈されております。そういう内容を考えると、この業者、さらにこの後に追加議案で示された問題にもかかわるのですが、そういうことも含めて、やっぱりこの業者を認めるわけにはいかないという立場ははっきりとっていきたいと思っています。

- ○議長(伊藤博夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。滝波議員。
- ○2番(滝波登喜男君) 賛成の立場で討論いたします。

この業者は、健康福祉施設の建設、運営に関し、プロポーザル方式による入札の結果、優先交渉権者に選定された業者であります。今日まで施設設計に関し、設計会社であるアーキズム社と協議をしてきた業者でもあります。また、この業者の実績は、あわら市にありますYONETSU-KANささおか、坂井市にあります丸岡総合福祉保健センター「霞の郷」の指定管理者となり実績も積んでいるということから、この議案に対しては賛成といたしたいと思います。

○議長(伊藤博夫君) ほかに討論ありませんか。 上田君。 ○16番(上田 誠君) 棄権、退席します。

(16番(上田 誠君)退場)

○議長(伊藤博夫君) ほかにないですか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第20号、指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(16番(上田 誠君)入場)

~日程第19 議案第21号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更に ついて~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第19、議案第21号、福井坂井地区広域市町村 圏事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年2月26日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第21号、福井坂井 地区広域市町村圏事務組合規約の変更について審査結果を報告いたします。

本案は、平成24年度から電子計算組織の共同処理業務が、福井市を除く、あわら市、坂井市、永平寺町の3団体となったことから、関係市町ごとの組合議会の議員定数の見直しをするものであります。当組合から協議を求められているものでございまして、組合規約の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、規約の第2章第5条第1項の組合の議員の定数について「23人」とあるのを「20人」とし、その中の1号の福井市「8人」を「5人」とするものであります。

この変更は、県知事の認可のあった日から施行となります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。 以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第21号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~日程第20 議案第22号 指定管理者の指定について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第20、議案第22号、指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(山下 誠君) ただいま上程いただきました議案第22号、指定管理者 の指定についてご説明を申し上げます。

永平寺町河川公園の指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の 規定により議会の議決に付することになっておりますので、今回提案するもので ございます。

この指定管理者の指定については、去る3月11日に、永平寺町河川公園指定管理者選定委員会の審査を経て、次のとおり選定いたしました。1、指定管理者に管理を行わせる施設、一、松岡河川公園、一、永平寺河川公園、一、中島河川公園。2、指定管理者に指定する団体、(1)所在地、福井市三尾野町第29号2番地12、(2)名称、株式会社コーワ、(3)代表者、代表取締役、嶋崎祐一。3、指定する期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まででご

ざいます。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げま す。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番(滝波登喜男君) ただいま提案されました永平寺河川公園の指定管理者でございますが、これにつきましては、先般、河川公園指定管理者の募集ということで公募をしております。その募集要項におきまして、応募資格者の条件の中に永平寺町内に事務所があることというふうに記載をされております。株式会社コーワの会社概要を見ますと、各営業所の欄には当永平寺町に事務所を持っているということは全く記載をされておりません。町の説明では、葵に社員を待機する待機所を設けているということでありますが。

そこで質問でありますが、税法上の事務所の届けがなされているということで ありますが、それは一体いつ届けがなされているのか。

それと、葵にある事務所の現住所を教えていただきたいのが2つ。 3つ目として、実態としてその事務所はどのように活用されているのか。 ちょっとその点、3点をお聞きしたいと思います。

- ○議長(伊藤博夫君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) まず待機所でございますが、届け出につきましては、確認いたしましたところ、2月27日でございます。住所が……。
- ○2番(滝波登喜男君) 何年の?
- ○建設課長(山下 誠君) 本年です。住所は松岡葵2丁目1の5でございます。

どのように今活用しているかというご質問でございますが、現在はまだ指定管理者候補に選定されたということで、実際の運営活動的なものは今後ということになります。しかしながら、今ほどの事務所につきましては待機所という形でご利用されているということでございます。これは警備業務を営む場合の警備業法第40条の規定によって、当該区域を管轄する公安委員会に届け出をすることになっておりまして、これは平成22年7月28日に届け出がされております。

以上でございます。

○議長(伊藤博夫君) 税務課長。

○税務課長(山田和郎君) 法人の届け出でございますが、これは法人町民税が掛かるわけでございますが、法人の届け出につきましては、各事業所から永平寺町のほうに事務所等の設置申告書を提出することとなっております。税務課のほうといたしましては、このコーワから事務所等の設置申告書が既に提出されていることをここで伝えておきます。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) 滝波君。
- ○2番(滝波登喜男君) 事務所の届け出が平成25年2月27日ということでありますから、この河川公園の募集の受付の最終日に一致するということでありますね。ということは、この事務所のいわゆる活用の実態というのはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。その辺、いわゆる警備員の待機所として使われていた実態があるのかどうかというのはお調べになっているのでしょうか。

それともう一つですけれども、いいです。

- ○議長(伊藤博夫君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) 募集要項にもありますように、質問の期間が設けてあります。これは25年1月28日から平成25年2月12日までの間でございます。この質問の中で、コーワのほうから事務所という定義的なもののご質問がございました。コーワのほうからは、待機所として使っているということから、現在、警備関係といたしまして、福井県の内水面センターあるいは鯖寿司ですかね、ちょうど舟橋の交差点のローソン手前の。あそこを警備をしているということから、普通、待機場所の設置の規定といたしまして、異常通報があった場合、おおむね25分で現場に到着するということが義務づけられているということから、そちらのほうに職員が配置をされているということの確認をとっております。

以上でございます。

- ○議長(伊藤博夫君) 滝波君。3回目です。
- ○2番(滝波登喜男君) 町が規定している町内に事務所があるという、いわゆる事務所の様式ですが、今ほど言われた警備員の待機場所が町が募集要項に掲げている事務所に当たるのかどうかというのをお聞きします。
- ○議長(伊藤博夫君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) ですから先ほども申しましたように、質問の中で待機所が事務所に当たるかどうかというものを私たちのほうで精査させていただきました。先ほど税務課の課長のほうからも答弁があったように、税法上の定義づけと

しては、待機所としては、これは事務所ではないのではないかということから、 法人税法の事務所として税の発生、法人税が課税させるというふうなところを確 認いたしましてそれをお伝えはしております。コーワのほうにです。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかに質疑ありませんか。 金元君。
- ○3番(金元直栄君) 今の問題でちょっと。

以上です。

僕は、応募資格の永平寺町内に事務所がある団体ということでは、27日です と受付の最終日ですよね。そこに出しているということで募集要項の申請資格の 条件を満たす団体になるのかな。要するに実績も何もないんで、それは幾ら何で もおかしくないかなというのが1つです。

法人税の課税はいつからですか、が2つ目。

それに基本的なことですけど、この河川公園の管理ですけど、どうして町外の業者に出すのか。だって、河川公園の指定管理の募集に当たってというのは、指定管理の応募資格の中に、本町の場合、かなりのところで町内に事務所もしくは町内にある団体というんかな、ということで規定していると思うんやね。にもかかわらず、何で町外の業者に出すのか。町内の経済対策にならんじゃないですか。特にこの点で言うと、町は、以前個人で管理していた部分もあったところを、個人もしくは民間の業者が管理していたところをシルバー人材センターに出しました。普通は行政がシルバー人材センターに出すということは、ある意味、いろんな事業を特命で出すということなんですね。つまり、このシルバー人材センターが入ってくるということは、ほかの業者が応募してもかなわないというのが町内の業者の一般的なとり方やと思います。そのことを考えると、どうしてそういうことをやってきた町が町外の業者に出すのか。そこがよくわからないんですって。その辺もわかるように説明してほしいですね。

- ○議長(伊藤博夫君) 副町長。
- ○副町長(田中博次君) 河川公園の管理につきましては、22年の4月から指定管理者制度を導入いたしました。それ以前につきましては、施設の単なる維持修繕といいますか、そういう感じで管理の委託制度に乗っかりまして、今おっしゃった団体に管理委託をしていたということがございます。それで、22年の4月に指定管理者を導入するに当たりまして公募をかけさせていただきました。ところが、実際に手を挙げていただいた業者の方は1社のみということで、結果的に引

き続く形で今おっしゃった団体さんがおやりになったということですが。

これは以前もちょっと説明したことがあると思いますが、いわゆる清掃とか除草とかそういった維持補修だけでなくて、指定管理というのは、ご承知かと思いますが、受付から包括的な管理を担っていただくという制度でございまして、町民の方の利用のサービスの向上だとか価格の面だとかいろんなことを含めまして総合的に町民の利益に資するような方に管理をしていただくということが指定管理者制度でございます。

それで、なぜ町外の業者にとおっしゃいますけれども、今回の募集要項の中でも町内に事務所を有する者ということはしっかり規定をさせていただきまして、今ほどから説明をさせていただいておりますように、今回の候補者は、いろいろ建設課のほうに事務所の解釈について何回か照会があったということで、その事務所の定義としましては税法上の事務所ということで、税務課のほうに確認をいたしまして、その所要の手続をとっていただくようにしたと、こういう経過でございます。

- ○議長(伊藤博夫君) 税務課長。
- ○税務課長(山田和郎君) 法人町民税の賦課につきましてでございますが、これは 設置申告書が出された日の属する年度から賦課がされます。24年度に申告書が 出されれば24年度から賦課が発生するということになりますので、よろしくお 願いします。
- ○議長(伊藤博夫君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) ちょっと私、理解できない点が多いので聞くんですが、どう して町外の業者に出すんかという意味は、どうして町内の業者に出さないんかと いうのがあるから言っているんですよ。これを明確に。

特にこういう事業というのは、ある意味、町内のいわゆる経済的な問題にもかかわる問題ですから、やっぱりどう考えているかというのをひとつぜひ示してほしいと思うし、町内でできるようにするためのいわゆる町の業者育成の方針というのがこういうことについてはないのか。今よければ町外でもどんどん飛びつくのか。これ、今、シルバー人材センターのことでこういうことが起こっていますけど、例えば介護保険やいろんな事業について社会福祉協議会に出しているのもある意味特命みたいなもんですよね。それも指定管理、こういうことで事業者がかわるということになると、それは大きな混乱のもとになるんじゃないかということで、行政の施政方針というのが第一やと思っているんですね。それがやっぱ

り見られないのがどうしてなのか。

それと、3つ目、この業者は、温泉の指定管理も受けるということを見込んで 以前からプロポーザル方式以降かかわってきた業者ですよね。その業者がこの永 平寺町に、この期間がありながら事務所も置いていない。事務所も置いていない のに、町のいろんな出す事業について指定管理というのがあればそれに飛びつく。 これについては率直にどう思います?

- ○議長(伊藤博夫君) 建設課長。
- ○建設課長(山下 誠君) まず、なぜ町外に出すのかというようなご質問でございましたが、これはあくまでも前回も、先ほど副町長が答弁したように、平成22年度も公募をしております。当然永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づいて、これは公募をさせていただいているというのがまず1点。これをホームページあるいはケーブルテレビ等で広報を流しております。そういったところ、町内の業者からは前回もある1社、今現在やっておる1社しか応募がなかったと。今回も同じように、この条例に基づいて公募をさせていただいた。

それと、町外という形になるようなお話でございますが、先ほども申しましたように、法人税法上で言います地方税法の施行に関する取り扱いの中で事務所の定義づけをされるということで、一応町内の事務所を有しているということであれば、法人税を納入するという形になります。あくまでも、その場所にある一定期間に事務所を有しているかどうか。短期的な二、三カ月のものに対して事務所を有するという、これは事務所ではないので定義からは外れておりますけれども、今の現状の中で言いますと、長期間にわたっての法人税法の定義づけにもなっておるということから、地元の業者という意味合いにもなるというような形で考えております。

それと、町の施政方針ということでございますが、これはちょっと前にもお話しさせていただきましたけれども、町がこの指定管理者のほうに応募してくれというような形のものではございません。あくまでも、やはり先ほども言いましたように、公募をした中で皆様に広げて、皆様に均等な機会を与えた中で私どものほうに申請をしていただくというのが原理原則というふうに考えておりますので、一般的な建設業とかとはまた若干違ったような考えになるかと思っております。

そういったところでよろしくお願いします。

- ○議長(伊藤博夫君) 3番。3回目です。
- ○3番(金元直栄君) 実は小浜市が特養とか老人施設を指定管理で委託する、そのときに行政は、いわゆる社会福祉法人、適当な社会福祉法人ということをどうして言ったかというと、いわゆる銀行OBとかそういう市内の人に働きかけて、たしか5人でやったと思うんですが、そういう法人をつくってもらって渡す。行政が主導でそういう団体をつくり育成して、いわゆる市内の人たちに仕事を委託していくと、指定管理で任せていくという方法をとってきたんですね。だから行政としてそういう姿勢をやっぱり徹底してとっていかないと、町が住民から集めた、また国から交付を受けた金をどんどん町外に吐き出すんでは何にも意味がないんでないかという位置づけがあるから僕は言っているんですよ。だからそういう業者育成も含めてきちっとしていかないと、それはないからとか言うだけでは済まない問題ではないかということだけ言っておきます。

後で討論をします。

○議長(伊藤博夫君) 質疑ありませんか。

なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 河川公園の指定管理についてこの業者に指定管理するという ことですが、この業者については、やはり応募資格のところで2月27日、最後 のところにして事業所の申請をするという、ある意味、町内にある、これまでな じみのあった業者でもないと。単にこういう応募をするために住所を設けて応募 するというのでは、僕は要件を満たしてないんでないかと率直に思うところです。 それが一つと。

もう一つは、町の大事な事業ですから、やっぱり町内の人たちをどう育成して 町内に経済的な恩恵をこうむらせるかということは、これは行政が離してはなら ん立場だと思います。こういう立場から見ると、やはりどう見てもこういうこと は問題だと思います。

正式な事務所ということでなしに、それは解釈上の問題とかいうことのやりとりでなしに、きちっとした立場も示していない業者を指名するというのは問題だと私は思っています。

○議長(伊藤博夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

多田君。

○9番(多田憲治君) 私は、この永平寺町の河川公園指定管理者の選定について賛成するものでございます。

この指定管理者の選定につきましては、選定委員会での審査結果、この1枚めくりますと、やはりその点数制を決めて最終的に決定をされております。

それから、先ほど金元議員のほうは、指定管理者というのは温泉も含めて一緒でございますが、もうかることを前提にこういう地元とかという、そういう感覚があります。今回のこの温泉につきましても決めた金額、これ以上赤字になってもその会社が責任を持つ。今回のこの河川公園につきましても、町の監督のもとにいろいろと除草とかいろんな作業をしていくわけでございますが、やはり損した場合にはコーワさんが責任を持って実施をするという、こういう一つ、その腹構えの金額でもあると思いますので、私はそういう意見をもって賛成といたします。

○議長(伊藤博夫君) ほかに反対の意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようでございますので、これにて討論を終わります。議案第22号、指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 0時06分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

~日程第21 議案第23号 松岡中学校普通教棟耐震補強工事の請負契約締結 について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第21、議案第23号、松岡中学校普通教棟耐震 補強工事の請負契約締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(末永正見君) それでは、今上程いただきました議案第23号、松岡中学校普通教棟耐震補強工事の請負契約締結につきましてご説明させていただきたいと思います。

松岡中学校普通教棟耐震補強工事の業者が決まり、請負契約締結をしたいので、 地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万以上の工事の請負につきまして議会の議決に付することになっておりますので、今回ご提案をさせていただくものでございます。

まず、工事名ですけれども、松岡中学校普通教棟耐震補強工事、契約の方法は 指名競争入札でございます。契約金額7,441万2,450円、うち消費税相 当額354万3,450円でございます。契約の相手方、住所、福井市文京1丁 目15番1号、会社名、株式会社松田組、代表取締役社長、松田正幸でございま す。

以上でございます。ご審議いただきまして、妥当なご決議をいただきますよう お願い申し上げます。

○議長(伊藤博夫君) これにより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

- ○3番(金元直栄君) この業者、いわゆる松田組、いいんでしょう。
- ○議長(伊藤博夫君) 違う。松田組や、だから。松田組です。工でないです。
- ○3番(金元直栄君) 松田工ではないんですね。建物の何かそういう、どういう業者なんかというのは全く知らないんで、ちょっと提案理由の説明のときに示してもらうのがよかったのが一つと。

どうしてやっぱり町内業者に、こういう緊急雇用経済対策ということでいるいる緊急経済対策事業とかをやられているんで、どうして町内の業者に出さないのかなというのは率直に思います。いろいろあるんですよ。私もそれなりのことは知っているんですが。

3つ目には、町内に能力のある業者はいないのか。

4つ目には、国が今やっぱりやっている事業の多くは、本当に緊急経済対策ということでやっているわけですから、確かにいわゆる学校の耐震補強工事をやるのは重々承知なんですが、町内業者にやらせるなどの協議というのは庁内ですることはあるのかというのだけちょっと聞きたいですね。

- ○議長(伊藤博夫君) 副町長。
- ○副町長(田中博次君) この議案にございます今回の松岡中学校の耐震補強工事で ございますが、町内の建築業者3社を含む13社で指名競争入札を実施したとこ ろでございます。十分町内業者も施工能力は認めた上での指名でございます。
- ○議長(伊藤博夫君) 監理課長。
- ○監理課長(南部顕浩君) 町内業者で検討しないのかということでございますが、 当然まず初めに指名委員会で諮ることは、町内の業者にできないかということが まず大前提になります。

ただ、今回の場合、施工能力のことから、今副町長が言いましたように、13 社を選び指名したところでございます。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかにないですか。
- ○3番(金元直栄君) いや、

を建てるという。

- ○議長(伊藤博夫君) 監理課長。
- ○監理課長(南部顕浩君) この業者につきましては、あれを見ますと土木もやって おりますし建築もやっています。今すぐここでちょっと思い出せないんですが、 ほかの県内の公共の建築もやっているという形でございます。
- ○議長(伊藤博夫君) 金元君。
- ○3番(金元直栄君) には、松尾工務店の倒産でちょっと町は率直に損害を こうむったようなことがあるんですが、そういやあんまり聞いたことない。松田 工はよく聞くんですが、いわゆる松田組と違うというとよくわからない点がある ので、本当はそういう資料も……。
- ○副議長 (渡邊善春君) 電話帳
- ○3番(金元直栄君) 示してもらうのが大事なんかなと思います。 それと、請負率が結構低いということもあるんで、前回の例なんかによります とそういう経営審査とかというのも十分やられての指名なんでしょうね。
- ○議長(伊藤博夫君) 監理課長。
- ○監理課長(南部顕浩君) 設計審査につきましては十分やっております。
- ○議長(伊藤博夫君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

議案第23号、松岡中学校普通教棟耐震補強工事の請負契約締結についての件 を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~日程第22 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第22、議案第24号、永平寺町教育委員会委員 の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(田中博次君) それでは、ただいま上程をされました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

永平寺町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

教育委員会委員5名のうち、永平寺町轟の松倉勝秀氏が本年の3月28日をもちまして任期満了となるわけでございますが、引き続き松倉氏を教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

次のページに松倉氏の略歴を掲げさせていただいております。人格高潔にして 教育に関しすぐれた識見をお持ちの方ということでございますので、よろしくご 審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。 この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤博夫君) 起立全員です。

よって、議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件については同意することに決定いたしました。

~日程第23 議案第25号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第23、議案第25号、永平寺町教育委員会委員 の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(田中博次君) それでは、議案第25号、永平寺町教育委員会委員の任命 同意につきましてご説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、現在教育長でもございます永平寺町松岡学園の青山慶行氏から、3月31日をもって辞職したいという旨の届け出が提出をされておりますので、これに同意をすることといたしました。青山氏の後任の教育委員会委員としまして、記載の永平寺町東古市第5号20番地、宮崎義幸氏を新たに任命いたしたく、法律の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

宮崎氏の略歴につきましては、10ページに記載のとおりでございます。教育 現場のみならず教育行政部門も経験されるなど、人格高潔で教育に関し識見をお 持ちの方ということでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し 上げます。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 基本的には2点あります。

1つは、やはり新たに教育委員に任命したいということですからどういうお考えを持っているのか。特に学校のあり方についての考え方は最低聞きたいなと私は思っているところです。

2つ目は、いわゆる賞罰はどうなっているのかというのを、もし何か前歴があるならお聞きしたいですね。

- ○議長(伊藤博夫君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今度委員にお願い申し上げます宮崎さんは、永平寺町の教育 につきまして十分承知をしておりますし、それからスポーツも非常に万能であり ますし、いろんな面で教育のところでご活躍をいただいている方であります。そ

ういう意味におきまして、履歴にもありますように、県のほうへも出向しておりますし、いろんな形で広く教育行政に携わってきた人でありますので非常にいい方だと思っております。

賞罰については、これ表彰のことは書いてあります。これ。 以上。

- ○議長(伊藤博夫君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) あんまりしつこく聞くつもりはないんですが、実は以前、教育委員の中には学校の統廃合というのを前面に掲げて言われている方もいらして、かなり議会も混乱したことがあると思うんですね。そういう意味では、小学校とか中学校の学校のあり方についてどうお考えになっているかという考えを本当は聞きたいと思っているところです。その辺は、何かわかっていることはないですか。
- ○議長(伊藤博夫君) 松本町長。
- ○町長(松本文雄君) 今お話ありましたように、特に統廃合とかということは考えていない人ですので、本当にいい方と言うとあれなんですけど、永平寺町の教育界にまた新しい風を送っていただけるものと思っております。
- ○議長(伊藤博夫君) 3番。
- ○3番(金元直栄君) あと1点だけ。

ちょっと直接本当は聞きたいところですが聞けない。その辺のところがちょっと不安ですので、採決のときには退席させていただきます。

(3番(金元直栄君)退場)

○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

議案第25号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、議案第25号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件については同意することに決定いたしました。

## (3番(金元直栄君)入場)

~日程第24 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第24、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補 者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(田中博次君) ただいま上程いただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明を申し上げます。

議案書206ページでございます。

永平寺町の人権擁護委員でございました奥野政裕氏が、昨年の12月31日の 任期満了をもって辞職をされました。その後任につきまして福井地方法務局へ推 薦するに当たり、法律の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでござい ます。

諮問第1号は、奥野氏の後任には、松岡芝原1丁目109番地、朝倉昌紀氏を 推薦するものでございます。

朝倉氏には、次のページに略歴に記載のとおり、平成10年3月から昨年の3月までの間、旧松岡町及び合併後の永平寺町の教育委員会委員として長年教育行政に携わっていただくなど、人格、識見ともにすぐれた方でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。 お諮りいたします。

本件は朝倉昌紀君を適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は朝倉 昌紀君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時 分 休憩)

## (午後 1時18分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

第23、議案第25号についての訂正をお願いしたいと思います。

先ほど全員賛成ということで、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてで ございますけれども、1人退席いたしまして、ここにいたのは全員でございます ので、全員賛成ということでひとつ訂正をお願いしたいと思います。

次に、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お 手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

~日程第25 平成24年分請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第25、平成24年分請願第1号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書についての件を議題といたします。

本件は、去る平成24年12月4日、教育民生常任委員会に付託されました議 案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。 本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千惠子君) 去る平成24年11月26日に出されました請願書、請願第1号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願についてということで、3月12日、当教育民生常任委員会におきまして審議をいたしました。

当委員会といたしましては、生活保護に十分な知識がないと12月議会で判断したため、継続審議といたしておりました。去る2月14日午前10時より、請願団体である福井県社会保障推進協議会からの出席を求め、勉強会を開催いたしました。その結果を踏まえ、また当町における状況等を判断いたしまして、委員会といたしましては、この請願を採択するということで決しました。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。
- ○議長(伊藤博夫君) 渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今報告を受けました教育民生常任委員会の委員長及びこの委員会の方々にお尋ねをいたしますけれども、この引き下げるというのは全国的な国策の一つでもございます。そして、この生活保護ということは当然しなくてはならないんですけれども、ほとんどの国民が、昭和35年、国民年金が開始をされました。それからずっと永々と40年あるいは四十数年も掛金を掛けていって、そしてようやくあたるようになった国民年金と、生活保護料金というと全然違いますね。生活保護のほうが高いんですね。30年も40年も掛けておった国民年金が低いのはちょっといかがかなと思う点がございます。

だから今後、やはり生活保護ということは大事ですよ。やはりその整合性がない。そして今、我々町民が働いておっても、最低賃金よりも生活保護のほうが高いんだと。この問題をどのように捉えているか、どのような内容で審議がされたのか、されなかったのかお尋ねをいたしたい。

以上。

- ○議長(伊藤博夫君) 5番、長岡君。
- ○教育民生常任委員会委員長(長岡千惠子君) 今ほどの件ですけれども、当委員会といたしましては、当町における12月現在の状況について報告を受けました。昨年の12月現在ですけれども、生活保護を受けている人なんですが、松岡地区で12名、永平寺地区で11名、上志比地区で5名、合計28名おります。項目別対象者としましては、生活扶助25名、住宅扶助9名、期末一時27名。12月分ですけれども、生活扶助金額128万2,402円。これは25名の平均にいたしますと1人当たり5万1,296円、また住宅扶助につきましては11万5,160円で、1人当たり1万2,795円、期末一時に対しましては31万9,680円、平均値1万1,840円ということになります。

今、渡邊議員からおっしゃいました金額の件ですけれども、これは主に生活扶助に関するものだと思われます。平均値5万1,296円は決して1人が生活するには十分なものとは考えられず、ましてこれから引き下げをということになりますと、この人たちの生活が安心してできるものではなくなると考えます。よって、委員会では審議の結果、これを採択することといたしました。

○議長(伊藤博夫君) ほかにありませんか、質疑。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

平成24年分請願第1号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見 書提出を求める請願書についての件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり。私は賛成しません」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 平成24年分請願第1号、生活保護基準の引き下げはしない ことなど国に意見書提出を求める請願書についてを起立により採決したいと思い ます。

本請願書を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本請願書は原案のとおり可決することに決定しました。 暫時休憩いたします。

(午後 1時 分 休憩)

\_\_\_\_\_

(午後 1時27分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

ただいま長岡君外3名から発議第2号、生活保護基準の引き下げはしないこと などを国に求める意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~追加日程第2 発議第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に 求める意見書について~ ○議長(伊藤博夫君) 追加日程第2、発議第2号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(南部辰夫君) 朗読いたします。

発議第2号

生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年3月18日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書

日頃より国民のくらしと福祉のために努力いただいていることに敬意を表します。

国は、2006年度に老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らしました。そのうえ、厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会も開いて、年内にも生活保護基準の引き下げを決めようとしています。生活保護基準の引き下げな、利用している人たちのくらしを大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響します。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきです。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、以下の意見を提出します。

- (1) 生活保護の老齢加算を復活すること。
- (2) 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- (3) 生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすること。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) 提案理由の説明を求めます。5番、長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) 生活に困窮している人の生活を守るのが、私たち国民にとっては課せられた義務であります。憲法でも定められているとおり、この人たちの生活を守るためにこの発議は大変重要なことと思います。

よって、ここに提案いたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 上坂議員。

- ○10番(上坂久則君) 生活を守るということは、これは当たり前のことですけれども、これだけの全て、財源を全部国が持てということのその財源の手当てはどんなふうに考えているのか、具体的にお示しください。
- ○議長(伊藤博夫君) 5番、長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) 財源につきましては、これまでどおり、国が今75%というふうになっていますけれども、今後は全額国が国庫金として負担していただくということで、その財源につきましては、国債あるいは今後国が考えるべき手段と思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。
- ○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。 河合君。
- ○15番(河合永充君) ここの意見書に載っている最低賃金、県によっては生活保護が最低賃金より上回っている。本当に困っている人にはこういうのは大事なことなんですが、その辺の整合性についてどうお考えなのかお聞きします。
- ○議長(伊藤博夫君) 5番、長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) この生活保護の基準額が下げられることによりまして、悪影響としましては、ますます最低保障賃金が下がるという傾向が見られます。それを防止するためにも、今回、この生活保護の基準額を下げることができないというふうに考えております。

- ○議長(伊藤博夫君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 請願の提案者として一言。

最低賃金というのは、今、福井県は650円から670円の間やと思いますね。これで1日に計算すると、1日5,200円。5,200円を20日間働くと10万を超すんですね。現実的には、その逆転するというのはいわゆる住宅扶助も含めて全部含めての場合で、本町の場合などはそれに到底達してない人たちが非常に多いというのが実態です。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。 多田君。
- ○9番(多田憲治君) ちょっと委員長にお聞きします。

新聞の記事等につきましても、生活保護費の支給については大変いろんなことが起きております。大阪辺では、その金をすぐさま明くる日にギャンブルかどこかそういうところで使うとか、いろんな問題もあります。私はかねて、この問題については、やはり生活給付であるならば、今言う金の支給じゃなしにスーパーとかそういう商品券もいいんじゃないかと、ちょっとこれは内輪でそういうふうな話ししたこともありますが、今、永平寺町にも町内何十人かおられましたが、この辺の審査について県の方とか町の方もいろいろと審査をするんですが、委員長としてその辺の精査をどういうぐあいに、その県のほう、また町のほうに、今言う正当なお金が支払われるような考えを持っているのか、ちょっとお聞きをいたします。

- ○議長(伊藤博夫君) 5番、長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) 今、多田議員からのご質問は、どういうふうにして認定されていくのかという、その精査の件だと思います。これにつきましては、一応町行政側のほうが担当してらっしゃると思いますので、担当課のほうでお答えをお願いしたいと思います。
- ○議長(伊藤博夫君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(長谷川斉男君) 生活保護につきましては県の健康福祉センター、 ここの職員が現実の担当でございます。相談というのはうちの福祉保健課に来ま して、実際こういうふうにして生活に困っているというふうな相談はございます。 当然すぐ県の担当のほうへ連絡いたしまして実態を調査して、それから生活保護 の支給というふうな流れになっております。

以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかにありませんか。 渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今出てきたこの意見書に、ちょっと読ませていただいたんですけれども、意見書の上から5行目かな、ここに「生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしを」となっている。この「利用している」というこれはちょっと変なんじゃないかと、言葉がね。「受益しておる」というんやったら話わかるんやけど、受益者というんやったら話はわかるんですけれども、利用しているってこれ、生活保護を受けるところの、利用しているんですか、これ。利用なんですか、これ。私の解釈が違うかもしれませんけれども。
- ○議長(伊藤博夫君) 長岡さん、5番。
- ○5番(長岡千惠子君) 一応「受給」という形になろうかとは思いますけれども、 受給というのでは余りにも格差言葉のようにも感じられましたので、「利用」と いうふうな言葉に変えさせていただきました。
- ○議長(伊藤博夫君) 渡邊君。
- ○14番(渡邊善春君) 今の委員長からの答弁の中で、「利用」という字が本当に 正確だというような言い方ですけど、私が言っているのは受益されておる人です ね。受給。だめなんです、これは。
- 番 ( 君) 「受益」 「受給」や。
- ○14番(渡邊善春君) 「受給」か。
- ○議長(伊藤博夫君) 暫時休憩いたします。

(午後 1時 分 休憩)

(午後 1時38分 再開)

- ○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。 5番、長岡君。
- ○5番(長岡千惠子君) 今ほど私の答えの中で「利用」にかわって「受給」という 言葉に格差を感じるというのは、これは私の見解でございまして、やはり正確な 言葉を利用しようとしますと「受給」のほうが妥当のように思われますので訂正 させていただきたいと存じます。
- ○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。 ないようですから、質疑を終わります。 討論に入ります。

討論ありませんか。

齋藤君。

○4番(齋藤則男君) 私は、先ほどの請願のあれについては多数決で請願を受け付けたわけでございますけど、意見書まで出す必要がないということで反対討論をさせていただきます。

今、日本は20年近くもデフレに陥り、賃金も減少し、生活保護の引き下げは 実はほとんど行われてこなかったというのが現状でございます。不安定就労や非 正規化が進み、長期不況の影響を最も受けている低所得者と比較した場合、生活 保護世帯の生活費のほうが高いという現象が生じております。また、働き盛りの 若い夫婦と子どもがいる世帯や母子世帯とでは、生活保護受給世帯の生活費のほ うが高くなっております。

こういうふうなことから、意見書の提出については反対をさせていただきます。

○議長(伊藤博夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

上田君。

○16番(上田 誠君) 賛成の立場から討論をさせていただきます。

生活保護の引き下げをしない、先ほど質問等にありましたように、これは国の 憲法にも最低限度の生活を保障するという文面があります。

そういう観点から、この生活保護を受けるについて引き下げないというものを、 やはり国会、またそこの所管の大臣に提出することは妥当だと考え、賛成の討論 とさせていただきます。

- ○議長(伊藤博夫君) 反対の発言を許します。上坂君。
- ○10番(上坂久則君) 生活に本当に困っている人はいいんですけれども、2人で国民年金40万で夫婦で90万もいっていないという人もいっぱいいらっしゃるんですね。そうすると、先ほど憲法の問題をお出ししましたけれども、憲法というのはやっぱり法律の上にのっとって平等であるべきという、そういうのもあるんですね。ですからその辺のことでいくと、片一方は生活保護、私は悪いとは言ってないですよ。だけれども生活保護のほうが、国民年金で何十年も掛けてきて夫婦で100万もいっていないと、そういう方もいっぱいいらっしゃるわけですから。逆に言ったら、ここまでして文書を出すんであれば、ここに「最低限度の保障をすべきである」というふうに、やっぱり書いててもらわんとちょっと片手落ちかなという。ですから、そういう部分では意見書を提出することには反対で

す。整合性に欠けるという点から反対です。 以上です。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかにありませんか。 金元君。
- ○3番(金元直栄君) 私はこの意見書を出すことに賛成の立場からですが、今誰か 議員が言われましたけど、最低限度の生活を保障することが書いていないから反 対だということですけれども、生活保護という制度そのものがそういうことです から、それはまさに制度の不理解かなと私は思っています。

特に生活保護の問題で言いますと、やっぱり地方においてはなかなか利用しにくい制度であるのは皆さんご存じだと思います。いわゆる大阪などでは生活保護を非常にたくさん受けている。特に最近では低所得者、子どもを育てている人たちの収入が、生活保護を受けている子育ての世帯よりか低いという結果も確かに出ていました。しかし、それらも本来でいったら、国の制度としてある就学援助などをきちっと受けるようなことをもっと権利としてやっていけばそんなに大きい格差が出てくることでもないのかなと私は思います。だからこの分野が切り崩されると、あと本当に我々の生活、もし仕事がなくなった場合、路頭に迷う人たちがさらに多くなってくると思います。

この受給の問題で言うと、最近多くなっているというのは、非正規労働者が非常に多くなっているというのも実態としてあるわけですから、それは制度をそういうことにしてきたら、国としてもいわゆるセーフティネットとしての確立が必要なんですが、それが追いついていないのが実態ではないかと思います。ぜひ意見書を上げて、やっぱり国としてもこういう制度を支えていくことをもっとやってほしいということを喚起することで意見書の提出は賛成の立場をとります。

○議長(伊藤博夫君) ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

発議第2号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを国に求める意見書についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(伊藤博夫君) 起立少数です。

よって、本案は否決されました。

~日程第26 請願第1号 「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝

罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第26、請願第1号、「日本軍『慰安婦』問題の 1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書について の件を議題といたします。

本件は、去る平成25年2月26日、総務常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。 本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました請願第1号、「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書についての審査結果を報告いたします。

日本軍慰安婦問題は、女性の人権、人間の尊厳を回復する課題として、日本政府において一日も早く当問題の法的解決を行い国際的責務を果たすべきとの意見 書提出について、新日本婦人の会福井県本部からの請願でございます。

本案につきましては、法的責任、法的解決等においての解釈の判断材料も持ち合わせがないこと、国の立場による解釈の相違や国を通り越して判断できるものではないなどといった意見により、現状では政府の高度な判断に委ねるとして、本請願は委員会多数で不採択となったことを報告いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

- ○3番(金元直栄君) 今、日本でも新しい政権ができ、今の安倍首相が以前のいわゆる慰安婦の問題に対する河野談話を十分見直すという発言に触れ、アメリカの議会でも大きな問題になっています。国際的な人権問題になっていると言っていい状況の中でこういうことを、やっぱり戦争の負の遺産を一つ一つ片づけていくことが、ある意味、近代国家、近代民主主義国家としての成り立ちをするものではないかなと私は思っているところですが、その辺の見直しとかそういう立場をとっていくということについてはどんな論議がされたんでしょうか。
- ○議長(伊藤博夫君) 11番、長谷川君。
- ○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 当委員会において、金元議員さんも傍聴

席におられました。それをまずご報告させていただきます。

この請願につきましては、金元議員、紹介議員ということで名を連ねてございました。

いろいろ総務常任委員会の中で審議をさせていただきました。今、具体的にアメリカなんかもそういったことでは、最近の一番新しいニュースの中で、1月18日の新聞発表にもございますニューヨーク州の決議案とかが出ておりますけれども、これはやはり国のいろいろ認識の相違というようなところから、まだ我々には日本の中でのコメントが届いておりません。ということからも、私どもの判断材料としてはなかなか乏しい面があるという点。

そのほか、素直に私、あったことを話しさせていただきますけど、今の委員会の報告もありました。それにも増して、やはり河野談話もあるんですが、それ以前から日本政府においていろいろ、この文献を見ますとたくさんのものがあるんですが、いわゆるその中の信憑性とか真偽性とかがいろいろ議論がされている中で認識の違いがあるというのがまず1点ございます。そういった意味では、我々自治体としては判断材料が極めて薄い部分もありますし、やはりこういったことは今後の政府の対応、まだまだ国内における都道府県の各自治体の動向も、いわゆる1,700市町の自治体の中でも36自治体が採択されているような部分、それからまず県内の動き、今の3月定例会におきましても8町の中においてほとんどがまだ提出されていない部分、これもございます。今、こういう現状において、この永平寺町がこの問題について取り扱いはなかなか難しいところがあるということの意見の一致を見ているところでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、これにて質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択です。したがいまして、原案の提案者の賛成討論の発言を 許します。

金元君。

○3番(金元直栄君) 「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」の提出に関する請願ということですが、先ほど委員長はいろいろ言われました。国内での検証がされていないとか国の判断がということですが、現実的には日本政府はこの問題では窮地に立たされていると。特に国連の人権委員会とか国連人権規約委員会、ILOからも、ここに書いてあるように、再三慰安婦問題はきちっと解決しなさいという促す勧告がされています。これをうやむやにしているのが今の政府。特に当時、朝鮮半島からは十数万人もの子女が従軍慰安婦として強制連行されているという事実。さらにアジアの国々では、例えば、ここに出ているオランダというところの国の女性も従軍慰安婦に強制的に駆り出されていたという事実も明らかになっているところであります。

こういう中で、いわゆる時効の壁とか、国には責任がなかったんだとかということをいろいろ口実をつけて引き延ばししているのは、まさに日本が国際的に信用されない大きな足かせになっていると私は思っています。戦争における負の遺産については認めるところは認め、やはり一歩を踏み出すことが国際的にも日本が本当に信頼される国になってくるんではないかと私は思っています。

そういう立場から、ぜひこの請願、女性の人権問題からいっても採決していた だきたいと思っています。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) 次に、反対者の討論の発言を許します。

ほかにないですか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

請願第1号、「日本軍『慰安婦』問題の1日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書」提出に関する請願書についてを起立にて採決いたします。

本請願書を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立少数)

○議長(伊藤博夫君) 起立少数であります。

よって、本請願書は否決されました。

~日程第27 議会行財政改革特別委員会中間報告について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第27、議会行財政改革特別委員会の中間報告に ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会行財政改革特別委員会の中間報告を求めたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議会行財政改革特別委員会で審議中の議会行財政改革特別委 員の中間報告について報告を求めることに決定いたしました。

委員長の報告を求めます。

川崎君。

○議会行財政改革特別委員会委員長(川崎直文君) それでは、議会行財政改革特別 委員会の中間報告を行います。

議員定数と議員報酬の検討、協議の結果を報告いたします。

議員定数と議員報酬については、議長を除く議員全員で構成する議会行財政改革特別委員会で検討、協議を重ねた結果、議員定数は現在の18名、議員報酬は現状ということで決定いたしました。議員報酬の中で検討された委員長手当、政務活動費については、いずれも導入しないということになりました。

今回決定した議員定数、議員報酬は、来年7月の任期満了に伴う改選時に適用されます。

協議経過を報告いたします。

議会基本条例に基づき、平成24年9月27日開催の第2回特別委員会より検討、協議を始めました。以後8回の委員会での検討、協議の内容は次のとおりです。

一つ、永平寺町議会のこれまでの定数、報酬の変遷の確認。一つ、近隣市町の 状況の把握、検討、協議。議会活動、議会機能の現状把握、検討、協議。一つ、 議員活動日数の把握、政務調査費の調査、検討。一つ、平成24年の5月、11 月の議会と語ろう会での町民の皆さんのご意見を踏まえての検討、協議を行いま した。平成25年3月14日の第13回特別委員会にて、再度、議会と語ろう会 でのご意見を確認し、最終の検討、協議を行いました。各議員の意見を述べ、議 員定数、議員報酬の表決を行いました。

議員定数について、主な意見をご報告いたします。

二元代表制における監視機能を維持するには、現在の定数が適正である。議会と語ろう会で、「地域によっては過疎で寂れていくばかりである。町民の声を行政に反映させるには議員が必要である」の意見があった。地域住民の民意を議会に反映する民意吸収機能の維持において削減すべきでない。議員定数の削減につ

いては、地域間の温度差が生じている。議員定数を削減するまでには至っていない。議員1人当たりの人口の指標を基準とし、他町の比較で現在の定数とする。 活発な議会運営、常任委員会の機能を維持するには現在の定員18名。

以上が現在の定員18名の主な意見です。

続いて、削減の意見を紹介します。

議会改革に取り組み、議会みずからも努力し削減すべきである。地区の要望は 区長会、自治会等で吸収し、他地区との公平性のもとに行政への要望をする仕組 みとし、議員定数を削減する。議会と語ろう会などでの民意吸収が進められてい る。議員定数は削減できる。

以上の議員定数の意見を踏まえ、採決の結果、現在の議員定数18名が多数となりました。

議員報酬については、委員長手当、政務活動費もあわせて検討、協議し、意見 は次のとおりです。

議員定数が現在の定数18名であり報酬は現状、また委員長手当、政務調査費は導入しない。行政職員の給与は削減されている。議員報酬も削減すべきである。 委員長の職務活動を考慮し手当を導入する。次回の改選から議員活動に必要な政 務調査費を導入する。

以上の意見を踏まえ、採決の結果、議員報酬は現状、委員長手当、政務活動費 は導入しないこととなりました。

以上、議員定数、議員報酬の決定についての報告です。

- ○議長(伊藤博夫君) これで議会行財政改革特別委員会の中間報告を終わります。
  - ~日程第28 上坂君の議会行財政改革特別委員会委員の辞任について~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第28、上坂君の議会行財政改革特別委員の辞任 を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂君の退場を求めます。

(10番(上坂久則君)退場)

○議長(伊藤博夫君) 3月11日、上坂君から、一身上の都合により議会行財政改 革特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議があります。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 私は、上坂議員の議会行財政改革特別委員会委員の辞任については反対です。といいますのは、理由は2つあります。

1つは、この議会行財政改革特別委員会に改編する前は、議会改革特別委員会と行財政改革特別委員会の2つに分かれていました。この行財政改革特別委員会の委員長に上坂議員がなっていたわけであります。2つに分かれていてはいろいろ行き違いがあって問題があるということで、協議の結果、統一するという話になったことが1つであります。

2つ目は、特別委員会を設けるときに、議長を除く全員で設置すると全議員が認めました。異議ないという提案でありますから、当然これについてはそれが、その約束が変えられない限り抜けることはできないというのが私の立場であります。見解でもあります。

暫時休憩いたします。

(午後 時 分 休憩)

(午後 2時04分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

上坂君の一身上の都合により議会行財政改革特別委員会を辞任したいとの申し 出がありましたけれども、これを受理していい方の起立を願います。

(起立多数)

- ○議長(伊藤博夫君) 多数でございます。 よって、日程第28の本案は可決されました。
- ○3番(金元直栄君) 議長、暫時休憩願います。
- ○議長(伊藤博夫君) 暫時休憩いたします。

(10番(上坂久則君)入場)

(午後 2時 分 休憩)

(午後 2時 分 再開)

- ○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。
  - ~日程第29 閉会中の継続審査の申出~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第29、閉会中の継続審査の申出についての件を 議題といたします。

産業建設常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、 お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の 継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませ んか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

- ○議長(伊藤博夫君) 異議あり。 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) 実は、産業建設常任委員会で継続審査の申し出の中に、陳情 第1号、TPP交渉参加への断固阻止に関する要請についてということがあります。陳情扱いで扱っているわけですが、これ今採択しなかったらどうなりますか。 だって、つい二月か三月前の総選挙では、ここにいる皆さんも含めて断固阻止 ということで交渉をしたんじゃないですか。その大臣が含まれている内閣がTPPに突っ込むというときに反対の態度を示さなかったらどうなるんですか。そのことだけはきちっと言いたいです。無責任ですよ。
- ○議長(伊藤博夫君) 反対者の意見を求めます。今の言ったことに対して。 川治議員。
- ○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) 要請書の内容につきましては、交渉参加への問題点、また反対理由が述べられまして、TPP参加への断固阻止に関する要請でありますが、昨今の国会内でもTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加につきましては微妙な情勢でありますが、安倍晋三首相とオバマ大統領との交渉内容とまた全国農業協同組合中央会──JA全中ですが──、この萬歳 章会長との会談内容も踏まえまして慎重に審議をいたしました。TPPいわゆる環太平洋戦略的経済連携協定交渉参加問題は、現状では今後の交渉の中で全てが決まることを確認したにすぎないということであります。

また、TPP参加は国益を損ねかねず、多面的な機能を有する農業への打撃は 地域維持を危うくすることも考えられるとともに、ビジョンを示して国民の理解 を得られるよう説明すべきでもありますが、農家のみでなく全町民を対象として 多方面にわたって考察すべき問題でもあります。

また、3月15日には安倍首相から参加表明が下されることなど、急遽に採決 すべきでないということから、採決の結果、継続審議といたしたことでございま す。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(伊藤博夫君) 金元君。
- ○3番(金元直栄君) 安倍首相は参加表明しました。ですから、それを考えてきち っとしないといけないんじゃないですか。

それに、川治さん、農協の理事やられたんでないですか。

- 君) 何言うとらんや。 ○ 番(
- 番( 君)
- ○議長(伊藤博夫君) ほんな個人的なこと……。
- ○3番(金元直栄君) 農協の理事やられているんでなかったですか。
- ○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) それは関係ないでしょう。
- ○3番(金元直栄君) いや、関係あります。大いに関係あります。
- ○議長(伊藤博夫君) 委員会の中でやろう。
- ○3番(金元直栄君) いやいや。本当に責任がないですよ、そんなことをやったら。 こんなもん、本当に地域、例えば3兆円の減、農業生産。大変ですよ、農林漁業 を含めてということになれば。
- ○産業建設常任委員会委員長(川治孝行君) それに関して決めた

○3番(金元直栄君) ですから早急に、やっぱりこれは結論を出して意見を述べる べきや。そう約束して選挙に勝ったのがあなた方じゃないですか。それはきちっ と言っておきます。

だからこれについては、継続審査は私反対です。

○議長(伊藤博夫君) 採決いたします。

継続審査に付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 賛成多数であります。

よって、継続審査といたします。

~日程第30 閉会中の継続審査の申出~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第30、閉会中の継続調査の申し出についての件 を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、 予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利 活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会に おいて調査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第 75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして今定例会に付議されました案件は全て議了しました。 暫時休憩いたします。

(午後 2時 分 休憩)

(午後 2時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 再開いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了しました。したがいまして、会議規則第7条の規定によって、本日閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。 これで本日の会議を閉じます。

各議員には、去る2月26日開会以来21日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願いをする次第でございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるように特にお願い申し上げまして、平成25年第3回定例会を

閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長。

○町長(松本文雄君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成25年度予算を 初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を 賜り、まことにありがとうございました。

さて、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に向けた日本の対応が大詰めの局面を迎えております。安倍総理大臣は、15日に交渉参加を正式に表明したところですが、農林水産分野や国民皆保険制度など、関税撤廃の例外品目の確保が強く求められております。国民には、食料自給率の低下、農業の担い手の減少、食の安全、安心、投資、知的財産の保護などへの強い懸念があり、国益にかなう判断を求めたいと考えております。

また、日本経済のデフレ脱却への鍵を握る新たな日銀正副総裁の就任や中国からのPM2.5、黄砂による大気汚染と健康被害が国民にとって重大な関心事となっております。

福井県におきましても、北陸新幹線の開業や原子力発電所集中立地県としての エネルギー政策など、大きな課題が山積しております。

新年度を迎えるに当たり、町政の推進においては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら町民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、また、教育、福祉、子育て支援の充実、定住の促進、防災力の強化など、町の活性化と全ての町民の幸せを築くため、行財政改革を積極的に進めながら、町民が誇りと将来への希望を持てる永平寺町を新しい時代に向けて発展させてまいります。

桜の便りとともに春うららかな季節を迎えますが、議員各位におかれましては、 健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご 挨拶といたします。

(午後 2時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員